

## 特定生産緑地(流山市)の解除及び地積更正

令和7年12月19日

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定の解除及び地積更正を行ったため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

番号	位 置	生産緑地 地区番号	面積			備 考	
			特定生産緑地				
			既に指定されている区域	解除する区域	地積更正により追加す る区域		
R4-85	流山市平和台地内	85	約 1,468 m <sup>2</sup>	約 144 m <sup>2</sup>			
R4-135	流山市野々下地内	135	約 1,653 m <sup>2</sup>	約 3 m <sup>2</sup>	約 159 m <sup>2</sup>		

「区域は解除図表示のとおり」